

## 日本の平安時代にお ける「孟蘭盆供」の 源流と變遷(上)

## 日本平安時代「孟蘭盆 會」之源流和變遷(上)

李守愛

義守大学応用日語学系助教授

李守愛

義守大學應用日語學系副教授

### はじめに

年中行事は慣行習俗の中で、毎年、時を同じくして繰り返される伝承的な営みである。中国では相当するものは「歳時」「歳事」あるいは「月令」「時令」などである。ところで歳時習俗となって民間に定着している仏教行事のうち、とくに季節と深く結びついて人びとの印象に強い諸行事、たとえば灌仏会・孟蘭盆会などには、仏教と民俗との関係を考えさせる行事内容がある。

灌仏会・孟蘭盆会のように、寺院行事が民俗の基盤をえて、自らを民俗行事化させ、民間に定着したのである。民俗と仏教との接触・習合それ自体に歴史的推移があり、その過程ごとに習合の諸相があつて、截然と分け難いである。

### 序言

「年中行事」是慣行習俗中，每年定時舉行的傳承性節慶活動。與中國的「歳時」、「歳事」或「月令」、「時令」等意涵相同。其中被視為歳時習俗流行於民間的定期性佛教節慶儀式之中，富季節性且令人印象深刻者，例如灌佛會、孟蘭盆會等，其內容均為佛教與民俗習慣深刻結合者。

灌佛會、孟蘭盆會等原為寺院之儀式，但其內容是以民俗活動為基礎，其後自然轉化為民俗節慶活動，廣於民間流行。隨著歷史的推移，民俗活動逐漸與佛教接觸及融

《普門學報》第三十期

ここに、民俗的仏教行事のアプローチには、とくに歴史的視点が欠かせない理由がある。盂蘭盆會の場合などにそうである。仏教民俗では、民俗の諸相にあわせて、その歴史的の追究が重要な課題となるという。また、民俗宗教においては、自然宗教と仏教との習合が注目される。

仏教と習合が顕著に認められるのは祖霊化である。祖霊化の儀礼には、年中行事として行われる盆・正月・彼岸と特別の日を限って個別に追善回向の法要をいとなむものとある。人間が死後祖霊化をへて神になるまでの間の儀礼は盂蘭盆がその中核である①。日本における二大年中行事である「正月」と「お盆」はともに古代日本が中国から受容した行事である。現在、盂蘭盆についての研究としては必ずしも日本と中国の「盂蘭盆會」をともに論及ではなく、さらに中国の盂蘭盆に関する史料を網羅してはならず、また、盂蘭盆の時代変遷という観点からみると中国の「盂蘭盆」の関係について十分な考察が行われていない。

和。在歷史發展的過程中，留下相互融和的軌跡，彼此難以截然分離。因此，從歷史的角度來研究民俗性佛教節慶存在其必要性。研究「盂蘭盆會」之問題時亦如此。佛教民俗活動中融和各種民俗習慣，從歷史的角度加以探討遂成為重要的課題。此外，在民俗宗教活動中，自然宗教與佛教融和的過程也是重要的課題。

祖靈化是民俗活動與佛教融和最為顯著的過程。在祖靈化的儀式中，明顯的「年度行事」有「盂蘭盆會」、「正月」、「彼岸」及於特定日子舉行的追善回向私人法會。「盂蘭盆」是人們往生後，祖靈化乃至神化的過程中最為重要的儀式①。日本二大年度行事的「正月」和「盂蘭盆會」都是在古代時期由中國傳入的節慶。目前，日本學者在研究「盂蘭盆」之問題時，通常未同時探討日本與中國「盂蘭盆會」課題。特別是在研究中國之「盂蘭盆」源流時，與中國「盂蘭盆」相關史料之網羅不足。而且在

論及「盂蘭盆」之時代變遷時，也未深刻探討與中國「盂蘭盆」間的關係。

従って、本稿はまず中国の盂蘭盆の成立過程と變遷について分析し、日本に伝来した盂蘭盆の行事について、時期ごとにその全体像を捉え、奈良時代・平安時代を通じてどのように変化していったのかを分析したい。

因此，拙稿欲自此一角度出發，在探討中國「盂蘭盆」成立過程與變遷的同時，兼論奈良時代、平安時代盂蘭盆會傳抵日本時之全貌及變化的情況。

## 第一節 平安時代における朝廷・貴族社会の「盂蘭盆供」の儀式

「盂蘭盆」は梵語でウランバナ(Ullambana)、中国語に訳せば救倒懸である。盆は「盂蘭盆」の略とも、また供物をのせる器物、盆ともいわれる。倒懸は、さかさまにかけるという意である。故に救倒懸とは、亡者の倒(さかさま)に吊り下げられた苦を救えないために、諸仏に時果を供養することである。仏弟子目連が母の餓鬼道に堕ちて倒懸の苦を嘗めているのを悲しみ仏のもとにいたり、教を乞うたところ、自恣(安居)が終わった僧を供養すれば解脱することができようと言いたので、目連はそ

## 第一節 平安時代朝廷及貴族社会「盂蘭盆供」之儀式

「盂蘭盆」一詞，梵語為Ullambana，是「救倒懸」之意。盆是「盂蘭盆」的簡稱，指放置供品的器皿。「救倒懸」是指為了救因被倒吊而深受其苦之人，並向諸佛供養時果之意。「盂蘭盆經」中記載，佛弟子目連之母，因墮落餓鬼道，遍嘗倒懸之苦。目連深感其苦，於是請佛陀開示解脫之道。佛陀指示目連，在「自恣」(安居)日結束後，供養僧侶，即可得解脫之道。目連遂依佛陀指示，救了其

《普門學報》第三十期

の言うようにして母を救ったということが「盂蘭盆經」に見えている。つまり、死者を祭り僧を供養するのがこの日の行事である②。

また、『民間風俗年中行事』の「盂蘭盆」の項③には、

盂蘭盆七月十五日、竹をくんで盆盂のごとくに  
し、米飯をもり、素饌をそなへて、秋の神をまつり、五穀のよくみのらんことをいのる、是を藍盆と申也、藍はかごかたみの類也、是むかしよりの風俗也、今の目連の強食はこの義なるべし。しかるに世にいひつたふは、目連の母が餓鬼道に落ちたり、(中略)。母のくるしみをすくへり、是をうらぼんと云は、くるしみをたすくるの梵語也、此事も七月十五日なれば、取合せとする事、藍と盂蘭と音にたる故也。この説は東京夢華録(中略)江家次第にもみえ、

とある。田中宣一の『年中行事の研究』④には、

我國の盆行事の形成には寺僧を介しての寺院の行事としての盂蘭盆會や施餓鬼會の思想、曆の普及によって広まったかと思われる中国伝来の

母。日後便成為於此日，祭祀死者、供養僧侶之節慶儀式②。

《民間風俗年中行事》「盂蘭盆」項載曰③：

盂蘭盆七月十五日，織竹如盆盂，盛米飯，備素饌，祭秋神，祭五穀，是謂藍盆也。藍是竹籠類也，是自古風俗也。今日連之強食應為此義。然世傳目連之母墮入餓鬼道(中略)。為救其母之苦，故謂蘭盆。救苦乃梵語也。此事每逢七月十五日，配合事。藍與盂蘭之音相似故也。此說亦見於東京夢華錄(中略)江家次第。

日本學者田中宣一所著《年中行事研究》④中曰：

我國盆行事之形成是以寺僧為媒介，寺院行事中的盂蘭盆會和施餓鬼會之思想，因盂蘭盆

三官信仰、なかんずく七月十五日の中元の考え  
方の浸透などが、大きく働いていると思われる。

會之普及而擴展。中國傳來之  
三官信仰，特別是七月十五日  
的中元思惟的浸透等，發揮了  
極大的功能。

とある。「盂蘭盆會」が中国で道釈混同  
した後日本に伝わってきたのである。

『日本書紀』⑤には、

十四年夏四月乙酉壬辰、銅繡丈六佛像並造竟。是  
日也、丈六銅像座於元興寺金堂。(中略)、即日  
設齋。(中略) 於是、會集人衆、不可勝數。自是  
年初每寺、四月八日七月十五日設齋。

由此可知：「盂蘭盆」在中國融和  
了道、釋思想後才傳抵日本。《日  
本書紀》⑤載曰：

十四年夏四月乙酉壬辰，銅繡  
丈六佛像並造竟。是日也，丈  
六銅像座於元興寺金堂。(中  
略)，即日設齋。(中略) 於  
是，會集人眾，不可勝數。自  
是年初每寺，四月八日七月十  
五日設齋。

とある。元興寺は日本最初の本格的な  
寺院である。崇峻天皇元年百濟国が仏  
舍利を献じたので、蘇我馬子は飛鳥真  
神原に寺を作り始め、推古天皇元年  
(593) 正月、仏舍利を檨礎に納め四年に  
造営を終わり、同十三年に銅・繡丈六仏  
像各一軀を作り始め、十七年に銅像を  
金堂に安置した。天智天皇元年(662) 僧  
道昭が唐から将来した經典を置く禅院

元興寺可說是日本最早創設的寺  
院。崇峻天皇元年時，百濟國獻佛  
舍利。蘇我馬子更於飛鳥真神原建  
此寺院。推古天皇元年(593) 正  
月，置佛舍利於元興寺柱礎中，並  
經四年，營造完成。同十三年又造  
銅、繡丈六佛像各一座。十七年銅  
像安置於金堂。天智天皇元年

《普門學報》第三十期

が寺の南東に設けられた。養老二年(718)平城京に遷ると、飛鳥と平城の二寺を併せて一寺の扱いとなった。

また、『扶桑略記』推古天皇十四年条⑥には、

丙寅四月、坐元興寺金堂、大設齋會、此夕於寺有五色雲、覆佛堂、此夜丈六佛像、放大光明如火、照于内外、始自此年每年、四月八日七月十五日設齋。

とある。早くから七月十五日に仏教によって祖先を供養する儀式が定着していったことが窺える。その日付から判断して、灌仏会は孟蘭盆会と共に推古朝に遡る日本で最も早く受容された法会であったと考えられる。けれども、それは寺で行なわれる行事であり、宮中の儀式に再編されるのは平安時代に入ってからである。そして、推古天皇十四年から各寺で設齋になった⑦。

『日本書紀』齊明天皇⑧条には、

(662)、僧道昭由大唐攜回之經典便置於寺院南東之禪院。養老二年(718)遷都平城京之後、與飛鳥寺、平城寺合併成一寺。

此外，《扶桑略記》推古天皇十四年条⑥載曰：

丙寅四月、坐元興寺金堂、大設齋會。此夕於寺有五色雲覆佛堂、此夜丈六佛像放大光明如火、照于内外。始自此年、每年四月八日七月十五日設齋。

由此可知、在佛教普及後、自古代時期、於七月十五日供養祖先的儀式便已存在。遠在推古時期灌佛會和孟蘭盆會就是最早傳入日本的法會。然而、當時僅止於在寺院舉行、宮中舉行則在平安時代之後、推古天皇十四年之後更於各寺設齋⑦。

《日本書紀》齊明天皇⑧條載曰：

三年秋七月辛丑、作須彌山像於飛鳥寺西、且設  
盂蘭盆會。

三年秋七月辛丑，作須彌山像  
於飛鳥寺西，且設盂蘭盆會。

とある。飛鳥寺の西に須彌山の像を  
作って、盂蘭盆會を設けた。『民間風俗  
年中行事』⑨には、

由此可知，此時已於飛鳥寺之西的  
須彌山造佛像，並舉行盂蘭盆會。  
《民間風俗年中行事》⑨載曰：

これ盂蘭盆會の国史にみえたる始也、又云、皇  
和通曆をもて干支を推すに、辛丑は七月十五日  
にあれたり。

此盂蘭盆會見於國史之始也，  
又云以皇和通曆推干支。辛丑  
即七月十五日。

とある。「盂蘭盆會」が齊明天皇三年に  
始めて行われた。また、『日本書紀』齊  
明天皇条⑩には、

「盂蘭盆會」始行於齊明天皇三  
年。《日本書紀》齊明天皇条⑩載  
曰：

庚寅、詔群臣、於京内諸寺、勸講盂蘭盆經、使  
報七世父母。

庚寅，詔群臣，於京内諸寺，  
勸講盂蘭盆經，使報七世父  
母。

とある。齊明天皇五年七月十五日に群  
臣に詔して、七世父母のため京内の諸  
寺で盂蘭盆經を講じさせて以後、朝廷  
恒例の儀式となった。

由此可知，齊明天皇於五年七月十  
五日詔群臣，為七世父母於京内諸  
寺講《盂蘭盆經》。此後便成為朝  
廷恒例。

《普門學報》第三十期

『扶桑略記』聖武天皇天平五年の条<sup>⑪</sup>には、

始令大膳備盂蘭盆供養。

とある。また、『扶桑略記』聖武天皇の天平五年の条<sup>⑫</sup>には、

癸酉七月庚午日、始令備盂蘭盆供於大膳職。

とある。聖武天皇天平五年（733）始めて大膳職に盂蘭盆の供え物を作らせて、各寺に送る儀が宮中の恒例になった。また、同書の聖武天皇の天平十七年の条<sup>⑬</sup>には、

乙酉正月己卯日、以行基為大僧正、并賜四百人出家僧侶、大僧正職此時始矣。（中略）製于蘭盆大般若等經疏、廣為學徒、讀傳佛教。

とある。天平十七（745）年正月二十一日には詔によって行基が大僧正に任ぜ

《扶桑略記》聖武天皇天平五年條<sup>⑪</sup>載曰：

始令大膳備盂蘭盆供養。

《扶桑略記》聖武天皇天平五年條<sup>⑫</sup>載曰：

癸酉七月庚午日，始令備盂蘭盆供於大膳職。

聖武天皇天平五年（733），始令大膳職準備盂蘭盆供物。送「盆」於各寺成為宮中恒例。此外，同書聖武天皇天平十七年條<sup>⑬</sup>載曰：

乙酉正月己卯日，以行基為大僧正，并賜四百人出家僧侶，大僧正職此時始矣。（中略）製于蘭盆大般若等經疏，廣為學徒，讀傳佛教。

由此可知天平十七（745）年正月二十一日，詔命行基為大僧正。此為



られた。大僧正はそれをもって始めとする。行基は『盂蘭盆大般若』等の經疏を作った僧侶である。三橋正によると「平安時代に年中行事された宮廷仏事を通覧すると、寺院の儀が宮中にもたされた灌仏会・盂蘭盆会がある。(中略)平安時代の宮廷仏事は、御齋会の成立に象徴されるように、全国的な礼儀と天皇の個人的な礼儀は分離させられ、後者に基づいて再編されていく傾向が強く認められる。盂蘭盆供に見られた二重構造も、国忌の加除も、天皇がより親密な儀を行うために生じた措置であったし、季御読經・灌仏会・仏名会などはいずれも天皇のご在所で行なわれる私的な法会といえるものであった。これらの儀は、天皇による仏教の内面化が進められた結果、その信仰に基づいて整備され、宮廷仏事として定着したといえると考えている。」と述べている<sup>⑭</sup>。

朝廷の「盂蘭盆」について『延喜式』には次のように規定した。

1. 『延喜式』「三十三、大膳」<sup>⑮</sup>には、

大僧正之始。行基著有《盂蘭盆大般若》等經疏。三橋正曰：「遍覽平安時代被視為年中行事之宮廷佛事後可知，寺院之儀式於宮中舉行者有灌佛會、盂蘭盆會。(中略)平安時代的宮廷佛事，如御齋會之成立，可瞭解到全國性的節慶與天皇依私人性質的舉行慶儀已分離。而且，大部分依後者重整。『盂蘭盆供』所具之重疊性，國忌儀式的增減等，都是因應天皇個人的需求所採取的措施。季御讀經、灌佛會、佛名會等，通常是在天皇私邸所舉行的法會。這些儀式均是藉天皇力量採納佛教儀式的結果，並依佛教信仰加以整備，使之正式成為宮廷佛教法事。」<sup>⑭</sup>。

關於朝廷的「盂蘭盆」，《延喜式》有如下規定：

1. 《延喜式》「三十三、大膳」<sup>⑮</sup>中載曰：

《普門學報》第三十期

七寺孟蘭盆供養料、(東西寺、佐比寺、八坂寺、野寺、出雲寺、聖神寺) 寺別、餅菜料米一斗四合、糯米二斗、竈杵米二升四合、糯糰四升、糖三升、黍米五升、小麥一斗四合、大豆五升、大角豆一升、小豆一升二合、胡麻子六升、胡麻油七升、醬八升一合、滓醬四升、味醬二升五合、酢三升六合、糟四升一合六勺、鼓二升、鹽七升八合四勺、昆布半帖、細昆布十四兩、紫菜一斤三兩二分、海藻二斤五兩、鹿角菜、角俣菜、於期菜、大凝菜、海藻根各二斤、漬薑一升一合、干薑三兩、生薑六房、芥子四合、青大豆三十把、青大豆三束、熟瓜三十六顆、茄子二斗、水葱二捆、蓼蘭各二把、胡桃子。

七寺孟蘭盆供養料、(東西寺、佐比寺、八坂寺、野寺、出雲寺、聖神寺) 寺別、餅菜料米一斗四合、糯米二斗、竈杵米二升四合、糯糰四升、糖三升、黍米五升、小麥一斗四合、大豆五升、大角豆一升、小豆一升二合、胡麻子六升、胡麻油七升、醬八升一合、滓醬四升、味醬二升五合、酢三升六合、糟四升一合六勺、鼓二升、鹽七升八合四勺、昆布半帖、細昆布十四兩、紫菜一斤三兩二分、海藻二斤五兩、鹿角菜、角俣菜、於期菜、大凝菜、海藻根各二斤、漬薑一升一合、干薑三兩、生薑六房、芥子四合、青大豆三十把、青大豆三束、熟瓜三十六顆、茄子二斗、水葱二捆、蓼蘭各二把、胡桃子。

と見える。朝廷から七寺に送られる供養物の準備は、七月十四日から始まる⑩。供養したものが季節のものであった。

由此可知，朝廷從七月十四日開始就準備要送往七寺的供品。⑩供品多為季節性食品。

2. 『延喜式』「卷三十、大藏省」⑰に  
は、

七月十四日、大膳職備盂蘭盆供養所、立五丈紺幄  
一字、懸幔。

とある。大膳職の備「盂蘭盆」供養所に  
大藏省が五丈の紺の幄一字をたて、幔  
を懸ける⑱。

3. 『延喜式』「卷十一、太政官」⑲に  
は、

凡七月十五日盂蘭盆供養、送諸寺、命史檢校。

とある。太政官の弁史各一人、史生二人  
が行事を専当する⑳。

4. 『延喜式』卷三十一、宮内省』㉑に  
は、

凡七月十四日早朝、丞録各一人率史生二人、向大  
膳職檢校七箇寺盂蘭盆供物。

2. 《延喜式》「卷三十、大藏  
省」中⑰載曰：

七月十四日，大膳職備盂蘭盆  
供養所，立五丈紺幄一字，懸  
幔。

由此可知，大膳職在「盂蘭盆」供  
品供奉之所，立五丈藍色幄帳一  
字，懸幔⑱。

3. 《延喜式》「卷十一、太政  
官」⑲中載曰：

凡七月十五日盂蘭盆供養，送  
諸寺，命史檢校。

由此可知，太政官弁史各一人、史  
生二人負責法事㉑。

4. 《延喜式》「卷三十一、宮内  
省」㉑中載曰：

凡七月十四日早朝，丞録各一  
人率史生二人，向大膳職檢校

《普門學報》第三十期

七箇寺孟蘭盆供物。

とある。宮内省の丞録各一人も史生二人を率いて供養物を檢校する。「七箇寺」は東西寺、佐比寺、八坂寺、野寺、出雲寺、聖神寺であつた<sup>②</sup>。

5. 『延喜式』「卷三十五、大炊寮」<sup>③</sup>には、

七寺孟蘭盆料

米一石二斗六升。糯米四斗七升六合。黍米三斗五升。大豆二斗八升。

とある。同書「卷三十九、内膳司」<sup>④</sup>には、

七寺七月十五日孟蘭盆料、菜三石二斗、(寺別四斗、五升七合) 菓子二石四斗三升 (寺別三斗四升七合)。

とある。同書「卷四十、造酒司」<sup>⑤</sup>には、

由此可知，内省之丞録各一人，率史生二人檢校供品。「七個寺」是指東西寺、佐比寺、八坂寺、野寺、出雲寺、聖神寺<sup>②</sup>。

5. 《延喜式》「卷三十五、大炊寮」<sup>③</sup>中載曰：

七寺孟蘭盆料

米一石二斗六升、糯米四斗七升六合、黍米三斗五升、大豆二斗八升。

同書「卷三十九、内膳司」<sup>④</sup>中載曰：

七寺七月十五日孟蘭盆料、菜三石二斗、(寺別四斗、五升七合) 菓子二石四斗三升 (寺別三斗四升七合)。

同書「卷四十、造酒司」<sup>⑤</sup>中載曰：

七月十五日孟蘭盆料

酢二斗五升二合、糟二斗九升一合、十四日送大膳  
職。

七月十五日孟蘭盆料

酢二斗五升二合、糟二斗九升  
一合、十四日送大膳職。

と見える。供養物は、大膳職だけで用意  
するのではなく、大炊寮からは米、糯米、黍  
米、黍米、大豆など、内膳司からは雑菜、  
菓子など、造酒司からは酢、糟などが大  
膳職に送られてくる<sup>26)</sup>。

6. 『延喜式』「十三卷、大舍人寮」<sup>27)</sup>  
には、

凡七月十四日、奉孟蘭供養使舍人七人送省。

とある。こうした準備された供養物は、  
大舍人が使となって七寺に送られる<sup>28)</sup>。

7. 『延喜式』「二十一、雅楽寮」<sup>29)</sup>  
には、

凡(中略)七月十五日齋會、分充伎樂人於東西二  
寺(大安寺西大法、篠等寺)並寮官人詣寺檢校、  
前會三日、官人、史生各一人、就樂戸郷簡充。

由此可知、供品不單由大膳職準備、大炊寮亦準備米、糯米、黍  
米、大豆等。内膳司亦準備了雜  
菜、糕點等。造酒司準備酢、糟  
等。之後送至大膳職<sup>26)</sup>。

6. 《延喜式》「十三卷、大舍人  
寮」<sup>27)</sup>中載曰：

凡七月十四日、奉孟蘭供養使  
舍人七人送省。

由此可知、這些準備好的供品、由  
使者大舍人送至七寺<sup>28)</sup>。

7. 《延喜式》「二十一、雅樂  
寮」<sup>29)</sup>中載曰：

凡(中略)七月十五日齋會、  
分充伎樂人於東西二寺(大安  
寺西大法、篠等寺)並寮官人  
詣寺檢校、前會三日、官人、

《普門學報》第三十期

史生各一人，就樂戶鄉簡充。

とある。七月十五日会に際しては、雅樂寮から伎樂人が東西に寺に対して差し向けられるとなっている。東西寺の「孟蘭盆会」は雅樂が演奏され、多くの人々が見物を兼ねてつどう交歓の場であったことが窺われる<sup>⑩</sup>。

『扶桑略記』宇多天皇の仁和五年七月の条<sup>⑪</sup>には、

十四日甲辰、上奉為先帝、備孟蘭盆八十具、或送御願寺、或送西塔院、或送華山寺等。

とある。仁和五年（983）には、宇多天皇は亡くなった父孝光天皇のため、孟蘭盆八十具を整え、孝光天皇の御願寺（仁和寺）や延暦寺西塔院、華山寺等に送ったとある。この後、天皇の場合、七月十四日亡き父母のために、「孟蘭盆」の供養物を用意して拝し、父天皇の御料は御願寺へ、母の御料はその実家方の寺へ送るといふ拝盆の行事が成立する。そして、天皇の拝盆行事は宇多天皇の時、初見史料が見える<sup>⑫</sup>。

由此可知，七月十五日之時，雅樂寮派遣伎樂人至東西寺。東西寺舉行「孟蘭盆會」時演奏雅樂。此日，信者雲集，成為眾人聯誼歡樂之場所<sup>⑩</sup>。

《扶桑略記》宇多天皇仁和五年七月條<sup>⑪</sup>載曰：

十四日甲辰，上奉為先帝備孟蘭盆八十具，或送御願寺，或送西塔院，或送華山寺等。

仁和五年（983）宇多天皇為亡父孝光天皇準備孟蘭盆八十具，送往孝光天皇的願寺（仁和寺）、延暦寺西塔院、華山寺等寺。此後，天皇每逢七月十四日為亡父母準備「孟蘭盆」供品，以便祭拜。並將祭父皇之後的供品送往願寺。母后的供品送往娘家所屬寺院。此為當時拜盆之儀式。乃史料中記載有關天皇主持「盆」儀式之始<sup>⑫</sup>。

藤原実資の『小野宮年中行事』には、

藤原實資所著《小野宮年中行事》中載曰：

弘仁大膳式云、送東・西・佐比・八坂・常住・出雲・聖神、同大政官云、孟蘭盆供養送諸寺、令史檢校。

弘仁大膳式云：送東、西、佐比、八坂、常住、出雲、聖神。同大政官云：孟蘭盆供養送諸寺，令史檢校。

とある。大膳式が供養料を準備し、諸寺に送るに際しては、史が檢校すること、平安遷都以後供養料を送る諸寺が東西寺以下の七寺に定められたことがわかる<sup>③③</sup>。弘仁式階段で、大膳職が七寺に供え物を送ることや、史がそれを監督することなどが定められていた<sup>③④</sup>。

由此可知，大膳式準備供品，送至諸寺院之後，由史者檢校。此儀式在平安遷都後，由諸寺將供品送至東西寺以下七寺院<sup>③③</sup>之規定已成定例。「弘仁式」中規定，大膳職送供物至七寺院，史者加以監督。<sup>③④</sup>

西寺は東寺とともに国家鎮護・王室昌榮を祈って造営された寺である。この平安京の東西二寺は平安造営当初から、平安京が京の機能を果たさなくなるまで存在し、特に東寺は空海に与えられ、大師の信仰を以て真言宗の寺となり、今に至るまで法灯は絶えないが、西寺は王室の衰えを示すかのように姿を消した。ところで、東・西寺と挙げたとき、西寺のほうが優位にあたった感を受ける。国家の法事、即ち、国忌のご

西寺和東寺之營造，主要功能都在於鎮護國家、祈求王室昌榮。遷都平安京後，更考慮如何發揮東、西二寺的機能。後來東寺賜予空海大師，是真言宗信仰的重心。至今，其法燈不絕。然而，西寺卻隨著王室的衰敗而消失。但是，東、西二寺隆盛之時，西寺香火卻較東寺鼎盛。國家級法會，例如國忌等，多於西寺舉行。屬國家負責管理之寺院。

《普門學報》第三十期

ときは西寺において執り行われることが多かった。いわば国家管理の寺であった。

七寺の中の「八坂寺」が「法観寺」とも号し、確実な文献上の初見は『続日本後紀』承和四年（837）二月二十七日条で、菅野道真是建立の道場が八坂寺に接していたため「八坂東院」と呼ばれたことが知られる。『延喜大膳職式』では、「盂蘭盆」の供養料を七寺の一つであった。

常住寺は野寺とも称した。京都市域で最古の寺院跡となった。元慶八年（884）には、塔・講堂・金堂・以下の堂宇が焼失している

出雲寺が京都の北東、山城国愛宕郡出雲郷に所在した寺院である。『延喜式』では、毎年五月五日に菖蒲珮を供え、また「盂蘭盆」供養料を充てる諸寺の一つに「出雲」寺の名が見える。

『西宮記』「卷七、十四日、御瓮供」<sup>③⑤</sup>には、

七寺院中の「八坂寺」，別稱「法観寺」。《續日本後紀》「承和四年（837）二月二十七日」條之記載，是此寺名始見於文獻之記載。此寺是菅野道真所建，因道場臨「八坂寺」，因此又稱「八坂東院」。此寺院亦是「延喜大膳職式」中規定之，送「盂蘭盆」供品供養的七寺院之一。

「常住寺」又稱「野寺」，是京都市最古老的寺院。在元慶八年（884）時，塔、講堂、金堂等堂宇全毀於祝融。

「出雲寺」位於京都北東山城國愛宕郡出雲郷。《延喜式》規定，每年五月五日供菖蒲珮於此寺院。也是「盂蘭盆」供養的七寺院之一。

《西宮記》「卷七、十四日、御瓮供」<sup>③⑤</sup>中載曰：



内藏寮進料米請奏(藏人奏下上卿)内藏寮辨備、(四十口、供兩所者八十口云々、有解文、寮有穢者、於他所辨備)、(有)所雜色(若衆)、運置御前(南二三間)垂御簾、(或不垂)、長櫃四合、上置蓋、以瓮居上、御拜了、(三段)撤之、(送先皇御願寺)此外七箇寺料、於大膳調備、差大舍人送(辨使催之、東西寺、佐比、八坂、野寺、出雲、聖神等)天平四年七月。(十四日)庚午、始令大膳備御盂蘭盆。

内藏寮進料米請奏(藏人奏下上卿)内藏寮辨備、(四十口、供兩所者八十口云々、有解文、寮有穢者、於他所辨備)、(有)所雜色(若衆)、運置御前(南二三間)垂御簾、(或不垂)、長櫃四合、上置蓋、以瓮居上、御拜了、(三段)撤之、(送先皇御願寺)此外七箇寺料、於大膳調備、差大舍人送(辨使催之、東西寺、佐比、八坂、野寺、出雲、聖神等)天平四年七月。(十四日)庚午、始令大膳備御盂蘭盆。

とある。『江家次第』「卷第八、七月十四日、御盆事」<sup>③⑥</sup>には、

《江家次第》「卷第八、七月十四日、御盆事」<sup>③⑥</sup>中載曰：

行事藏人兼日成内藏請奏、奏下成廻文催雜色以下、當日早旦、主殿寮供御湯、次内藏寮持參件御盆等於殿上口方、次藏人取彼寮送文之、(乍挿本寮白木杖奏之、近代不奏)、次下御簾、次以大床子上円座舖第三間簾中、(逼御簾、或說猶新可召所円座云々)次掃部寮舖広筵於清涼殿東孫庇、(南第二三間、若有二具者可及一間歟)、次主上

行事藏人兼日成内藏請奏、奏下成廻文催雜色以下、當日早旦、主殿寮供御湯、次内藏寮持參件御盆等於殿上口方、次藏人取彼寮送文之、(乍挿本寮白木杖奏之、近代不奏)、次下御簾、次以大床子上円座

《普門學報》第三十期

着御、御着御、(御直衣早晚不定)、次所雜色以下昇長櫃居於件筵上、(南北行、以蓋仰櫃上、昇自青瓏門)、被奉二所者、一所者八合、八十口、一所者四合、四十口、次殿上侍臣以下、取御盆物居之於長櫃上、(於小板敷取之、入自殿上東戶居之、櫃中北行、次第居之、以紙裹盆置西、以蓮葉裹盆置東、先白一具、次青一具、其後皆如此、藏人頭近代不役、可尋)、次殿上人少數者、所雜色以下亦役(上自青瓏門、兩兩相並居之)、以下每櫃十口、次御拜三度、(合掌)次侍臣等撤之如初、次藏人仰出納令成送文、送於先皇御願寺、當時寺、(四十口送圓宗寺、四十送法成寺阿彌陀堂)是丞保例也、可隨時。

舖第三間簾中、(逼御簾、或說猶新可召所圓座云云)次掃部寮舖應筵於清涼殿東孫庇、(南第二三間、若有二具者可及一間歟)、次主上著御、御著御、(御直衣早晚不定)、次所雜色以下昇長櫃居於件筵上、(南北行、以蓋仰櫃上、昇自青瓏門)、被奉二所者、一所者八合、八十口、一所者四合、四十口、次殿上侍臣以下、取御盆物居之於長櫃上、(於小板敷取之、入自殿上東戶居之、櫃中北行、次第居之、以紙裹盆置西、以蓮葉裹盆置東、先白一具、次青一具、其後皆如此、藏人頭近代不役、可尋)、次殿上人少數者、所雜色以下亦役(上自青瓏門、兩兩相並居之)、以下每櫃十口、次御拜三度、(合掌)次侍臣等撤之如初、次藏人仰出納令成送文、送於先皇御願寺、當時寺、(四十口送圓宗寺、四十送法成寺阿彌陀堂)是丞保例也、可隨時。

とある。即ち、当日早旦、主殿寮が天皇に御湯を供する。内蔵寮が御盆等を殿上口方に運ぶ。蔵人が内蔵寮の送文を奏聞する。清涼殿東廂の御簾を下ろす。南第三間の簾中に円座を敷き御座する。簾外の東孫庇に広筵を敷く。天皇が御座に着く。蔵人所雑色が長櫃を広筵の上に運ぶ。殿上人が御盆を長櫃の上に置く。天皇が御盆物を三度合掌して拝する。終ると殿上人が御盆物を撤する。長櫃に入れて、送文とともに先皇の御願寺に送る。

天皇の拝盆行事は、内蔵寮が調備し、行事蔵人のみによって行われる天皇にとって私的な行事である<sup>37</sup>。そして、内蔵寮が「供え物」を調備し、清涼殿で天皇が御拝をしてから、時の天皇にとっての近親者ゆかりの寺に送った<sup>38</sup>。

『小野宮年中行事』<sup>39</sup>には、

内蔵寮弁備盆供申其由、仍先垂東廂御簾、奉置御前、或不下御簾、御拜事三度、給同寮令奉於寺。

由此可知、「盂蘭盆」之日早晨，主殿寮供熱水，以供天皇御用。内蔵寮則運「盆」供等於殿上口。蔵人奏内蔵寮之送文後，將清涼殿東廂之簾放下。並於南第三間之簾內舖上圓墊。簾之外的東孫庇上舖長蓆。而後，天皇登上御座。蔵人所雑色運來長櫃，置於長蓆之上。殿上人隨之置「盆」供於長櫃之上。天皇三度合掌拜盆物後，殿上人隨之撤「盆」供。隨後，「盆」供置於長櫃內，與送文同時送抵先皇之願寺。

由此可知，天皇拜盆之儀式是由内蔵寮張羅，並由蔵人負責其職。屬天皇私人性的儀式<sup>37</sup>。内蔵寮準備之供品，在天皇拜祭後，由天皇親信之宮人送至天皇之緣寺<sup>38</sup>。

《小野宮年中行事》中<sup>39</sup>載曰：

内蔵寮弁備盆供申其由，仍先垂東廂御簾，奉置御前，或不下御簾，御拜事三度，給同寮

《普門學報》第三十期

令奉於寺。

とある。内藏寮が「盆供」を調備し、清涼殿で天皇が御拝をしてから、寺に奉る儀である④。

『御堂關白記』寛弘八年七月の条④には、

十四日、乙酉、盆事宿所奉之、内裏御盆被奉從陣外、是依事初也。

とある。また、同書の長和五年七月の条④には、

十五日、丁巳、大内御盆從内藏寮送圓教寺。

とある。圓教寺は一条天皇の御願として長徳四年（998）正月に落慶供養があった。宮廷の盂蘭盆供としては、天平時代に定式化された七寺盂蘭盆供があった（中略）撰関期には、盆供を関係寺院に送る習慣は諸家に広まっている

同上述記載，内藏寮張羅「盆供」，在天皇於清涼殿拜祭之後，由天皇親信之宮人送至天皇之緣寺④。

《御堂關白記》寛弘八年七月條④載曰：

十四日，乙酉，盆供事宿所奉之，内裏御盆被奉從陣外，是依事初也。

同書長和五年七月條④載曰：

十五日，丁巳，大内御盆從内藏寮送圓教寺。

圓教寺是長徳四年（998）正月落慶後，由一條天皇供養之寺院。也是天平時代，送「盂蘭盆」供物以供養的寺院之一。平安時代的攝關時期，將盆供送至和貴族之緣寺的習俗，頗為流行④。而貴族行「盂蘭

④。貴族社会で「盂蘭盆会」が行われるようになるのは摂関期ごろからである。『貞信公記抄』④④には、

七月十五日、往詣法性寺、令講盂蘭盆經。

とある。一般貴族において、「盂蘭盆」の初見記事である。一般貴族においても、拜盆行事が浸透していたことがわかる④⑤。摂関期には定例・臨時の読経が貴族の間で一般的に行われ、灌仏会や「盂蘭盆会」も家ごとになされるのが普通であった④⑥。

藤原実資 (957~1046) の『小右記』長保元年七月の条④⑦には、

十四日、甲午、拜盆如例、(中略) 熟瓜十籠送天台座主房。

とある。同書の長和二年七月の条④⑧には、

盆會」之儀式則始於攝關時期。《貞信公記抄》中④④載曰：

七月十五日，往詣法性寺，令講盂蘭盆經。

此為普通貴族行「盂蘭盆」之儀式始見於文獻之記錄。由此文獻可知，拜盆之儀式的舉行，在普通貴族間已廣為流行④⑤。此外，攝關時期，貴族常舉行定期性或臨時性的讀經活動。而且，貴族之家也常舉行灌佛會和「盂蘭盆會」④⑥。

藤原實資 (957~1046) 所著《小右記》長保元年七月條④⑦中記載：

十四日，甲午，拜盆如例，(中略) 熟瓜十籠送天台座主房。

同書長和二年七月條④⑧中記載：

《普門學報》第三十期

十四日、甲辰、拜瓮頒送寺々、(東北寺、道澄寺、  
勸修寺、禪林寺、佛性院、天安寺、清水寺) 修諷  
珍皇寺、皆是例也。

十四日，甲辰，拜瓮頒送寺  
々，（東北寺、道澄寺、勸修  
寺、禪林寺、佛性院、天安  
寺、清水寺）修諷珍皇寺，皆  
是例也。

とある。同書の長和四年七月の条④9に  
は、

同書長和四年七月條④9中記載：

十四日、辛酉、拜瓮供頒送寺々。

十四日，辛酉，拜瓮供頒送寺  
々。

とある。また、同書の寛仁三年七月の条  
⑤0には、

同書寛仁三年七月條⑤0中記載

十四日、己巳、拜瓮了頒遣寺々。

十四日，己巳，拜瓮了頒遣寺  
々。

とある。同書の治安三年七月の条⑤1に、

同書治安三年七月條⑤1中記載：

十四日、丙子、奉拜瓮供、依例須送寺。

十四日，丙子，奉拜瓮供，依  
例須送寺。

とある。また、同書の万寿二年七月の条  
⑤2に、

同書萬壽二年七月條⑤2中記載：

十四日、甲午、拜盆如例頒送寺了。

十四日，甲午，拜盆如例頒送  
寺了。

とある。また、同書の長元四年七月の条 同書長元四年七月條⑤③中記載：  
⑤③には、

十四日、己未、送東北院盆之使申云、荷長櫛之者  
八人、四人家仕丁、二人府夫、二人馬寮夫、件夫  
等語使男云、取未許故女仁々々食者、使男不問、  
夫等辱罵、不陳左右、即歸來、次馬寮夫取法住寺  
西邊小宅、々々女放言、夫等相論之間、件如夫男  
以來、相遞放言、家仕丁与宅主男拏攫、從法性寺  
內法師童數多提刀杖出來、欲追打、不堪其威勢、  
棄長櫛遁去、不知在所在。

十四日，己未，送東北院盆之  
使申云，荷長櫛之者八人，四  
人家仕丁，二人府夫，二人馬  
寮夫，件夫等語使男云，取未  
許故女仁々々食者，使男不  
問，夫等辱罵，不陳左右，即  
歸來，次馬寮夫取法住寺西邊  
小宅，々々女放言，夫等相論  
之間，件如夫男以來，相遞放  
言，家仕丁與宅主男拏攫，從  
法性寺內法師童數多提刀杖出  
來，欲追打，不堪其威勢，棄  
長櫛遁去，不知在所在。

十八日、癸亥、盆二口破、米少々留長櫛底、仕丁  
等食、仍一二倍令進送東北院。

十八日，癸亥，盆二口破，米  
少々留長櫛底，仕丁等食，仍  
一二倍令進送東北院。

とある。即ち、藤原實資が家仕丁に東北 由此記載可知，藤原實資命家  
院へ盆を送らせて、送使が途中で濫行 丁送盆供至東北院，送使於途中胡

《普門學報》第三十期

して、盆供の長櫃を捨てて、遁走した。十八日に更に盆供えを東北院に送ったことが分かる。その記録を見ると、一般貴族の盆供の内容や寺へ送る際、具体的な様相がよく理解できる<sup>⑤4</sup>。

藤原実資が「毎年の修善」としての金剛般若経読経、「恒例年首の善」としての般若心経百卷・仁王経十部供養があり、実父母・室・娘・奶母などの忌日にそれぞれの縁の寺院で営む追善の仏事や孟蘭盆供、そして灌仏会がある<sup>⑤5</sup>。藤原実資が毎年の七月十四日に孟蘭盆供をお寺に送ったとわかる。

東北院が法成寺内の子院である。藤原道長の没後（1027）三年の長元三年（1030）八月に、娘の上東門院彰子によって建立された。法成寺内の良（東北）に方角に位置したため、まもなく東北院と呼ばれるようになった。

藤原行成については、『権記』長保元年（999）七月十四日条が初見で、「拜盆四具」とある。また、『権記』長保二年七月の条<sup>⑤6</sup>には、

作非為、並將盆供所置之長櫃棄置途中逃走。於是於十八日重新將盆供送至東北院。由此紀錄可瞭解貴族送盆供至緣寺之情況<sup>⑤4</sup>。

藤原實資毎年必舉行讀《金剛般若經》之讀經會，視為「每年之修善」。並供養《般若心經》百卷、《仁王經》十部，以為「恒例年首之善」。並在其父母、正室、女兒、奶母之忌日時，分別於緣寺，舉行追善佛事、供養「孟蘭盆」供、舉行灌佛會<sup>⑤5</sup>。由上述文獻可瞭解藤原實資每年七月十四日送孟蘭盆供至寺院之情況。

東北院是法成寺之子院，是藤原道長歿後（1027），於長元三年（1030）八月由其女彰子在上東門院所建。該寺因位於法成寺內之良（東北）位，因此又稱為東北院。

藤原行成供養「盆」供之記載，始見於《權記》長保元年（999）七月十四日條。其中載有「拜盆四具」之內容。《權記》長保二年七月條<sup>⑤6</sup>中載曰：



十四日己巳拜盆送船前寺如例。

十四日己巳拜盆送船前寺如  
例。

とある。平安時代、内裏では内蔵寮が供え物を御前に置き、天皇が出御し、清涼殿で御拝が行なわれる。十五日には蔵人が供え物を諸寺に送り、そして諸寺で法会が行われる。貴族第においても、「寛仁二年七月十四日、甲戌、女方曉從内渡二条、供盆、還來」(『御堂關白記』)とあるように、それぞれ盂蘭盆会を行っている<sup>57</sup>。盆供を関係寺院に送る習慣は諸家に広まっている。

『御堂關白記』長徳四年七月の条<sup>58</sup>には、

十四日、庚午、于蘭盆供。

とある。また、同書の寛弘五年七月の条<sup>59</sup>には、

十日、戊辰、于蘭盆供事。

由此可知、平安時代、内裏之内蔵寮將盂蘭盆供置於御前。天皇抵清涼殿行拜祭之儀式後、十五日由藏人將之送往諸寺。諸寺並舉行法會。依「寛仁二年七月十四日、甲戌、女方曉從内渡二条、供盆、還來」(《御堂關白記》)之記載、貴族私邸也有舉行盂蘭盆會之儀式<sup>57</sup>。將「盆」供送至緣寺之習俗亦流行於諸貴族家。

《御堂關白記》長徳四年七月條<sup>58</sup>載曰：

十四日，庚午，于蘭盆供。

此外，同書寛弘五年七月條<sup>59</sup>載曰：

十日，戊辰，于蘭盆供事。

《普門學報》第三十期

とある。また、同書の寛弘六年七月の条 同書寛弘六年七月條⑥⑩載曰：  
⑥⑩には、

十四日、丁卯、今有風雨、瓮供如常。

十四日，丁卯，今有風雨，供  
如常。

とある。同書の寛弘七年七月の条⑥⑪に 同書寛弘七年七月條⑥⑪載曰：  
は、

十四日、辛卯、瓮供如常。

十四日，辛卯，瓮供如常。

と見える。このころ、道長第で孟蘭盆会  
を行うことは条例であったのであろう  
⑥⑫。また、『御堂関白記』長和四年七月  
の条⑥⑬には、

由此記載可知，藤原道長也曾於自  
宅中舉行孟蘭盆會⑥⑫。此外，《御  
堂關白記》長和四年七月條⑥⑬載  
曰：

十四日、辛酉、瓮供如常、法興院、淨閑寺、慈  
徳寺等。

十四日，辛酉，瓮供如常，法  
興院、淨閑寺、慈徳寺等。

とある。盆供を送った寺が記載されて 《榮花物語》⑥⑭載曰：  
いる。『榮花物語』⑥⑭には、

七月のついたちは、ほこ院の御八講など 急が  
せ給ふ、七月朔日には法興院で摂政家の催しの

七月一日，法興院御八講。七  
月朔日於法興院舉行攝政家之

法華經の八講があった。

法華經八講。

とある。また、同書⑥⑤には、

同書⑥⑤載曰：

七月廿余日火出で来て、土御門殿焼けぬ、法興院も焼けぬ、七月二十一日に火災があった。土御門殿から火が出たのである。法興院も焼けてしまった。

七月廿余日火出来、土御門殿焼、法興院亦焼。七月二十一日火災。土御門殿火出。法興院亦焼毀。

とある。摂政の藤原道長が法興院で法華經の八講を行なったことがあった。そして、後一条天皇の長和五年（1016）に土御門殿とともに焼失した。

由此可知攝政藤原道長曾於法興院舉行《法華經》八講。法興院於後一條天皇長和五年（1016）與土御門殿同時被燒毀。

『御堂關白記』寛仁元年七月の条⑥⑥には、

《御堂關白記》寛仁元年七月條⑥⑥載曰：

十四日、庚戌、依物忌籠居、雨降、盆供如常、女方此年初供觀音寺。

十四日、庚戌、依物忌籠居、雨降、盆供如常、女方此年初供觀音寺。

とある。藤原道長の妻の倫子が始めて觀音寺に供養を送った。古瀬氏によると、觀音寺は前年長和五年（1016）七月二十六日に亡くなった道長室源倫子の

由此可知、藤原道長之正室倫子初次送盆供至觀音寺。根據古瀬氏之研究、觀音寺為往生於長和五年（1016）七月二十六日的道長正

《普門學報》第三十期

母藤原穆子に縁の深い寺で穆子のための盆供と考えられる<sup>67</sup>。また、同書の寛仁三年の条<sup>68</sup>には、

十四日、己巳、于蘭瓮。

とある。また、『榮花物語』の「卷第十七」<sup>69</sup>によると、道長は法成寺の阿弥陀堂で『盂蘭盆經』を唱えた。法成寺は藤原道長が晩年、中川の地に造営した壯麗無比な寺院である。極樂淨土を思わせるような壯麗を極めた法成寺の結構は、『榮花物語』に詳述されている。しかしこの壯麗無比な法成寺の七堂伽藍も、道長の正妻源倫子が敷地の北西隅に建てた西北院、上東門院が北東隅に営んだ東北院もろともに康平元年(1058)二月に全焼した。

## 第二節 平安時代における民間の「盂蘭盆供」の儀式

弘仁十三年(822)に成立した『日本

室倫子之母藤原穆子之縁寺舉行供盆儀式<sup>67</sup>。又、同書寛仁三年條<sup>68</sup>載曰：

十四日，己巳，于蘭瓮。

又，根據《榮花物語》「卷第十七」<sup>69</sup>之記載，道長曾於法成寺阿彌陀堂頌唱《盂蘭盆經》。法成寺是藤原道長晩年於中川之地營造，壯麗無比的寺院。該寺院是倣極樂淨土而建。在《榮花物語》中亦曾詳細描述其規模。但是，法成寺的七堂伽藍，於康平元年(1058)二月時，道長之正室源倫子在北西角所建的西北院及在上東門院北東角所建的東北院，都在康平元年(1058)毀於祝融。

## 第二節 平安時代民間「盂蘭盆供」之儀式

著於弘仁十三年(822)的《日

『靈異記』⑩には、

釈智光者(中略)製孟蘭盆大般若等經疏、為諸学  
生、讀伝仏教。

とある。古瀬奈津子氏の「孟蘭盆会につ  
いて」⑪には、

『日本靈異記』中卷第七縁には僧智光が孟蘭盆經  
の疏を著したとある。上卷第二十三縁・中卷第三  
縁などは、民衆の参加する孟蘭盆会の際、孟蘭盆  
經の大意を示すために使用された説話であった  
ことが、近年、国文学の研究者から提示されてい  
る。このように、孟蘭盆会は都の寺から地方の寺  
へ広がっていき、年中行事としての意識も、朝廷  
から民衆と拡大していった。

とある。『蜻蛉日記』⑫によると、寺院  
へ「孟蘭盆会」に参詣した庶民の姿を現

本『靈異記』⑩中載曰：

釋智光者(中略)製孟蘭盆大  
般若等經疏、為諸學生、讀傳  
佛教。

古瀬奈津子所著〈有關孟蘭盆會〉  
⑪一文中曰：

《日本靈異記》中卷第七縁中  
記載、僧智光著《孟蘭盆經  
疏》。上卷第二十三縁、中卷  
第三縁等是為參加孟蘭盆經會  
的尼眾說明孟蘭盆經大意之開  
示紀錄。近年、國文學研究者  
提示指出、《孟蘭盆經疏》是  
為了解釋孟蘭盆經之大意所使  
用的説話本。由此可知、孟蘭  
盆會已由都城之寺院擴展至地  
方之寺院。其被視為年中行事  
之思惟、亦由朝廷民衆擴展至  
民間。

根據《蜻蛉日記》⑫記載、此一時  
期、庶民也至寺院参詣「孟蘭盆

《普門學報》第三十期

している。また、同書の天祿元年七月の条<sup>⑬</sup>と同書<sup>⑭</sup>の天祿三年七月の条<sup>⑭</sup>によると、盆の供物は貴族の家政所から送りどけるのが例年の慣わしという<sup>⑮</sup>。

『枕草子』の「二九一段」<sup>⑯</sup>によると、右衛門尉（その名不明）なる人物が、海に落ちた父親の盆供養を行っている場面を清女の筆づかいで描写したもので、数少ない個人の盆供養の資料といえよう<sup>⑰</sup>。

平安後期に成立した『今昔物語』の「七月十五日立盆女詠和歌語第四十九」によると、平安時代の末には祖先に飲食を供することが民間にも広まっていたようである。

日本の民族宗教、あるいは固有信仰は、大陸の陰陽道や神仙術、道教、儒教、仏教を受容して、その内容を豊富にし、高められ、洗練されたけれども、その固有の本質を失ったわけではない。その本質的な部分は、各宗派の現実的な信仰内容や、葬式法事や年中行事・講・俗信などのなかに残された。多くは土着の年中行事に外来宗教の衣と意味づけをくわえたにすぎない。このように見ると、お盆という行事が、『盂蘭盆

會」<sup>⑱</sup>。此外，根據同書天祿元年七月條<sup>⑲</sup>及同書「天祿三年七月」條<sup>⑲</sup>之記載，可知貴族的家政所送盆供，已成為每年之慣例<sup>⑲</sup>。

又根據「枕草子」「二九一段」<sup>⑲</sup>中作者清少納言描述一位右衛門尉為落海身亡的父親舉行盆供養，這是瞭解私人盆供養儀式情況珍貴的史料<sup>⑲</sup>。

根據著於平安後期的《今昔物語》「七月十五日立盆女詠和歌語第四十九」中之記載可知，平安時代末期供養祖先飲食的習慣已在民間流傳。

日本的民族宗教與固有信仰汲取大陸陰陽道、神仙術、道教、儒學、佛教之精神後，更增添、豐富其內容，使得日本民俗更加多彩、精練的同時，並未失去其固有的信仰本質。其中仍存留各宗派實質的信仰內容，如葬式法事、年中行事、俗講、民間信仰等即是。而且，常在本土的「年中行事」上添加外來宗教之皮相。因此，所謂

經』にとかれたインドの「僧自恣」の日の「百味飲食」と、似ても似つかぬものである理由がわかるし、むしろこれによって日本人の靈魂觀や祖先崇拜の特色が明らかになる<sup>⑧</sup>。

「盂蘭盆」之節慶儀式，與《盂蘭盆經》中印度的「僧自恣」日及「百味飲食」的內容相似。由上述內容可大致瞭解日本人的靈魂觀及祖先崇拜的特色<sup>⑧</sup>。

### 【註釋】

- ①宮家準『日本の民俗宗教』、国宝社、一九九七年、268頁。
- ②河鱒實英著『有職故実』、塙書房、1994年、164頁。
- ③早川純三郎編『民間風俗年中行事』、国書刊行会、1930年、414頁。
- ④田中宣一著『年中行事の研究』(3)、397頁。
- ⑤家永三郎校著『日本書紀』(下)、岩波書店、1965年、187頁。
- ⑥史料集覽研究会『扶桑略記』、ゆみや書房、1967年、42頁。
- ⑦三橋正『平安時代の信仰と宗教礼儀』、続群書類従完成会、2000年、334頁。
- ⑧上掲註⑤、331頁。

### 【註釋】

- ①宮家準著，《日本的民俗宗教》（國寶社：1997年）第268頁。
- ②河鱒實英著，《有職故實》（塙書房：1994年）第164頁。
- ③早川純三郎編，《民間風俗年中行事》（國書刊行會：1930年）第414頁。
- ④田中宣一著，《年中行事研究》(3)，第397頁。
- ⑤家永三郎校著，《日本書紀》(下)(岩波書店：1965年)第187頁。
- ⑥史料集覽研究會，《扶桑略記》(ゆみや書房：1967年)第42頁。
- ⑦三橋正，《平安時代の信仰和宗教禮儀》(續群書類叢完成會：2000年)第334頁。
- ⑧上掲註⑤，第331頁。

《普門學報》第三十期

- ⑨上掲註③、414頁。  
⑩上掲註⑤、341頁。  
⑪上掲註⑥、88頁。  
⑫上掲註⑥、89頁。  
⑬上掲註⑥、92頁。  
⑭上掲註⑦、339頁。  
⑮國史大系編修會『延喜式』中編、吉川弘文館、1975年、770頁。  
⑯福田豊彦編著、『中世の社会と武力』、吉川弘文館、1994年、159頁。  
⑰上掲註⑮、728頁。  
⑱上掲註⑯、159頁。  
⑲上掲註⑮、337頁。  
⑳上掲註⑯、159頁。  
㉑上掲註⑮、751頁。  
㉒上掲註⑮、770頁。  
㉓上掲註⑮、803頁。  
㉔上掲註⑮、867頁。  
㉕上掲註⑮、894頁。  
㉖上掲註⑯、159頁。  
㉗上掲註⑮、381頁。  
㉘上掲註⑯、159頁。  
⑨上掲註③，第414頁。  
⑩上掲註⑤，第341頁。  
⑪上掲註⑥，第88頁。  
⑫上掲註⑥，第89頁。  
⑬上掲註⑥，第92頁。  
⑭上掲註⑦，第339頁。  
⑮國史大系編修會，《延喜式》中編（吉川弘文館：1975年）第770頁。  
⑯福田豊彦編著，《中世的社會和武力》（吉川弘文館：1994年）第159頁。  
⑰上掲註⑮，第728頁。  
⑱上掲註⑯，第159頁。  
⑲上掲註⑮，第337頁。  
⑳上掲註⑯，第159頁。  
㉑上掲註⑮，第751頁。  
㉒上掲註⑮，第770頁。  
㉓上掲註⑮，第803頁。  
㉔上掲註⑮，第867頁。  
㉕上掲註⑮，第894頁。  
㉖上掲註⑯，第159頁。  
㉗上掲註⑮，第381頁。  
㉘上掲註⑯，第159頁。



- ⑲上掲註⑮、531頁。  
⑳上掲註⑯、157頁。  
㉑上掲註⑯、156頁。  
㉒上掲註⑯、163頁。  
㉓上掲註⑯、159頁。  
㉔上掲註⑰、335頁。  
㉕史料集覽『西宮記』、臨川書店、1991年、169頁。  
㉖故實叢書編集部『江家次第』、明治図書出版、1993年、242頁。  
㉗上掲註⑯、162頁。  
㉘上掲註⑰、335頁。  
㉙上掲註⑯。  
㉚上掲註⑰、335頁。  
㉛東京大学史料編纂所『御堂闕白記』下、岩波書店、1991年、114頁。  
㉜上掲註⑱、下、68頁。  
㉝上掲註⑰、335頁。  
㉞『貞信公記抄』「延長三年」。  
㉟上掲註⑯、164頁。  
㊱上掲註⑰、335頁。  
㊲『増補史料大成別卷一(小右記一)』、臨川書店、1999年、144頁。  
㊳上掲註⑮、第531頁。  
㊴上掲註⑯、第157頁。  
㊵上掲註⑯、第156頁。  
㊶上掲註⑯、第163頁。  
㊷上掲註⑯、第159頁。  
㊸上掲註⑰、第335頁。  
㊹史料集覽《西宮記》(臨川書店：1991年)第169頁。  
㊺故實叢書編集部《江家次第》(明治圖書出版：1993年)第242頁。  
㊻上掲註⑯、第162頁。  
㊼上掲註⑰、第335頁。  
㊽上掲註⑯。  
㊾上掲註⑰、第335頁。  
㊿東京大學史料編纂所，《御堂闕白記》下(岩波書店：1991年)第114頁。  
㊽上掲註⑱、下、第68頁。  
㊾上掲註⑰、第335頁。  
㊿《貞信公記抄》「延長三年」。  
㊽上掲註⑯、第164頁。  
㊾上掲註⑰、第335頁。  
㊿《増補史料大成別卷一(小右記一)》(臨川書店：1999年)第144頁。

《普門學報》第三十期

- ④8上揭註④7、330頁。  
④9上揭註④7、3頁。  
⑤0上揭註④7、268頁。  
⑤1上揭註④7、359頁。  
⑤2上揭註④7、54頁。  
⑤3上揭註④7、258頁。  
⑤4上揭註①6、164頁。  
⑤5上揭註⑦、387頁。  
⑤6增補史料大成第五卷『權記』、臨川書店、1986年、136頁。  
⑤7山中裕著『平安時代の古記録と貴族文化』、思文閣出版、1994年、399頁。  
⑤8上揭註④1、上、6頁。  
⑤9上揭註④1、上、262頁。  
⑥0上揭註④1、中、10頁。  
⑥1上揭註④1、中、69頁。  
⑥2山中裕『平安朝の年中行事』、塙書房、1994、227頁。  
⑥3上揭註④1、18頁。  
⑥4日本古典文学大系、山中裕校注『榮花物語』(上)、岩波書局、1964、37頁。  
⑥5上揭註⑥4、164頁。  
⑥6上揭註④1、下、111頁。  
④8上揭註④7、第330頁。  
④9上揭註④7、第3頁。  
⑤0上揭註④7、第268頁。  
⑤1上揭註④7、第359頁。  
⑤2上揭註④7、第54頁。  
⑤3上揭註④7、第258頁。  
⑤4上揭註①6、第164頁。  
⑤5上揭註⑦、第387頁。  
⑤6增補史料大成第五卷《權記》(臨川書店：1986年)第136頁。  
⑤7山中裕著，《平安時代的古記録和貴族文化》(思文閣出版：1994年)第399頁。  
⑤8上揭註④1、上、第6頁。  
⑤9上揭註④1、上、第262頁。  
⑥0上揭註④1、中、第10頁。  
⑥1上揭註④1、中、第69頁。  
⑥2山中裕著，《平安朝年中行事》(塙書房：1994年)第227頁。  
⑥3上揭註④1、第18頁。  
⑥4山中裕校註，《日本古典文學大系・榮花物語》(上)(岩波書局：1964年)第37頁。  
⑥5上揭註⑥4、第164頁。  
⑥6上揭註④1、下、第111頁。

- ⑥7上掲註①⑥、159頁。  
⑥8上掲註④①下、200頁。  
⑥9上掲註⑥④。  
⑦0『日本靈異記』「中卷」「縁第七」。  
⑦1上掲註①⑥、160頁。  
⑦2大西善明注『蜻蛉日記』新注釈、明治書院、  
應和二年。  
⑦3上掲註⑦②、天祿元年七月。  
⑦4上掲註⑦②、天祿三年七月。  
⑦5上掲註⑥④、229頁。  
⑦6石田穰二釈注『枕草子』(下)、角川書店、1999  
年、159頁。  
⑦7上掲註⑤⑦、399頁。  
⑦8五來重『宗教歳時記』、角川書店、1985、61  
頁。
- ⑥7上掲註①⑥、第159頁。  
⑥8上掲註④①下、第200頁。  
⑥9上掲註⑥④。  
⑦0《日本靈異記・中卷》「縁第  
七」。  
⑦1上掲註①⑥、第160頁。  
⑦2大西善明註，《蜻蛉日記》新註  
釋(明治書院：應和二年)。  
⑦3上掲註⑦②，天祿元年七月。  
⑦4上掲註⑦②，天祿三年七月。  
⑦5上掲註⑥④，第229頁。  
⑦6石田穰二釋註，《枕草子》(下)  
(角川書店：1999年)第159頁。  
⑦7上掲註⑤⑦，第399頁。  
⑦8五來重，《宗教歳時記》(角川書  
店：1985年)第61頁。